

高松市地域生活支援事業（移動支援事業・地域活動支援センター  
Ⅱ型事業・日中一時支援事業・重度障害者大学等修学支援事業）  
実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条に規定する地域生活支援事業として実施する移動支援事業、地域活動支援センターⅡ型事業、日中一時支援事業及び重度障害者大学等修学支援事業（以下「地域生活支援事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（事業内容）

第2条 地域生活支援事業の内容は、別表第1に掲げるとおりとする。

（対象者）

第3条 地域生活支援事業の対象者は、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、地域生活支援事業と同様の支援が法第5条第1項に規定する障害福祉サービス又は介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の対象となる場合は、これらのサービスを優先する。

（事業の委託）

第4条 市長は、地域生活支援事業を別表第3に掲げる要件を満たす者であって第7条第1項及び第2項の規定による市長の登録を受けたもの（以下「実施事業者」という。）に委託して実施することができる。

（利用申請等）

第5条 地域生活支援事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、地域生活支援事業利用（利用量変更）申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、重度障害者大学等支援事業を利用しようとするものは、同項の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1） 大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。）に在籍していることを証する書類

（2） 在籍する大学等において、障害のある学生の支援について協議等を行う委員会及び障害のある学生の支援を行う部署等が設置されていることが分かる書類

(3) 在籍する大学等において、障害のある学生の支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていることが分かる書類

(4) 入学後に停学その他の処分を受けていないことを確認することができる書類

(5) 前年度の修得単位数を確認することができる書類（大学等に2年以上在籍している者に限る。）

3 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、申請者の状況等の調査を行い、利用を決定したときは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる様式により、申請者に通知するものとする。

(1) 移動支援事業、地域活動支援センターⅡ型事業及び日中一時支援事業  
地域生活支援事業利用（利用量変更）決定通知書（様式第2号）

(2) 重度障害者大学等修学支援事業 地域生活支援事業（重度障害者大学等修学支援事業）利用（利用量変更）決定通知書兼利用者証（様式第2号の2）

4 市長は、前項の規定による決定を受けた者（同項第1号に掲げる事業に係る者に限る。）に対し、地域生活支援事業利用者証（様式第3号）を交付するものとする。

5 第1項及び前2項の規定は、利用量を変更しようとする場合について準用する。

6 第3項の規定に基づき利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、地域生活支援事業の利用に当たっては、実施事業者に対して地域生活支援事業利用者証を提示しなければならない。

（実施事業者への支払額及び利用者負担額）

第6条 地域生活支援事業の実施による支払額は、別表第4に掲げる額から次項に定める利用者からの負担額（以下「利用者負担額」という。）を除いた額とする。

2 実施事業者は、地域生活支援事業を実施したときは、別表第4の規定した額の1割に相当する額（以下「定率負担額」という。）を限度として、利用者負担額を徴収することができる。

3 利用者が一の月に負担しなければならない負担上限月額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項各号に規定する額とする。ただし、地域生活支援事

業と障害福祉サービスとを合わせて利用する場合は、当該障害福祉サービスにつき算定された負担上限月額と同額とする。

4 利用者は、前項に規定する負担上限月額を超える額を負担した場合は、その超える部分について市長に支払いを求めることができる。ただし、実施事業者が、利用者からの依頼に基づき利用者負担額（他の実施事業者分を除く。）の管理を行った場合において、当該上限額を超える額について徴収しなかったときは、当該実施事業者は、利用者に代わって、市長に対し、一の月における定率負担額を合算した額から当該上限額を控除して得た額の支払いを求めることができる。

5 実施事業者は、利用者から利用者負担額のほか、昼食等の提供に係る費用を徴収することができる。

（実施事業者の登録申請等）

第7条 地域生活支援事業を受託しようとする者は、地域生活支援事業実施事業者登録申請書（様式第4号）を市長に提出し、市長の登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、地域生活支援事業実施事業者登録決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 実施事業者は、登録を受けた内容に変更があったときは、当該変更の日から10日以内に、地域生活支援事業実施事業者登録内容変更届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

4 登録を辞退しようとする実施事業者は、登録を辞退しようとする日の3月前までに地域生活支援事業実施事業者登録辞退届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の様式第 1 号、様式第 2 号及び様式第 4 号から様式第 7 号までに規定する様式による用紙は、当分の間、 所要の修正をして使用することができる。

別表第 1（第 2 条関係）

| 区 分            | 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 移動支援事業         | 1 人の利用者に対して、1 人の介助員が社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援すること。                                                                                                                                                                                                                                     |
| 地域活動支援センターⅡ型事業 | 1 実施事業者が運営する施設において、通所により、利用者に創作的活動又は生産機会の提供、機能訓練、社会適応訓練及び入浴等の支援を行うこと。<br>2 送迎<br>3 その他市長が適切と認める支援                                                                                                                                                                                                  |
| 日中一時支援事業       | 1 日中、障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において利用者に活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練を行うこと。<br>2 送迎<br>3 その他市長が適切と認める支援                                                                                                                                                                               |
| 重度障害者大学等修学支援事業 | 重度障害者が大学等（障害のある学生の支援について協議及び検討や意思決定を行う委員会並びに障害のある学生の支援業務を行う部署等が設置されており、かつ、重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められているものに限る。以下同じ。）において修学するに当たり、大学等が当該重度障害者の修学に係る支援体制を構築できるまでの間において、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等（大学等からの帰宅途中における余暇活動等修学に関わらない活動に係るものは除く。）を行うこと。ただし、支給量については、1 月当たり 1 5 0 時間を上限とする。 |

別表第 2（第 3 条関係）

| 区 分    | 要 件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 移動支援事業 | 1 本市に住所を有する者又は市外のグループホーム等の利用者で本市が援護の実施者となっている者のうち、次の各号のいずれかに該当する者であって、外出（社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出であって原則として1日の範囲内で用務を終えるものをいう。ただし、通勤、営業活動等の経済活動に係るもの、通院を目的としたもの、通年かつ長期にわたるもの（第 5 号を除く。）及び社会通念上適当でないものを除く。）時に移動の支援が必要と市長が認めるもの<br>（1）身体障害者手帳を所持している者のうち、重度の視覚障害者又は児童<br>（2）法第 5 条第 3 項に規定する重度訪問介護若しくは同条第 9 項に規定する重度障害者等包括支援の利用要件に該当しない全身性障害者（両上肢不自由かつ両下肢不自由により身体障害者手帳の交付を受けている者で、その合計障害等級が 1 級の者及びこれ |

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                | <p>らの者と同等の事業実施が必要であると市長が認める者をいう。)又は児童</p> <p>(3) 療育手帳を所持している者</p> <p>(4) 精神障害者保健福祉手帳若しくは精神通院医療に係る自立支援医療受給者証を所持している者、国際疾病分類 I C D - 1 0 コードで精神障害であると主治医から診断された者又は精神障害を支給事由とする年金若しくは特別障害給付金を現に受けている者</p> <p>(5) 前各号に規定する者又は法第 5 条第 3 項に規定する重度訪問介護若しくは同条第 9 項に規定する重度障害者等包括支援の利用要件に該当する者のうち、通学が困難な小学生、中学生及び高校生</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか市長が特に認める者</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者とししないものとする。</p> <p>(1) 社会福祉施設等（グループホーム等住居としての性格を有する施設を除く。）に入所している者</p> <p>(2) 病院又は診療所に入院している者</p> <p>(3) 前項第 5 号において保護者等が付き添うことができる者</p> <p>(4) その他市長が事業の対象者とすることを不適当と認める者</p> |
| 地域活動支援センターⅡ型事業 | <p>1 地域において雇用・就労が困難な在宅障害者であって、本市に住所を有するもの。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者とししないものとする。</p> <p>(1) 疾病又は負傷のため、入院加療の必要がある者。</p> <p>(2) その他市長が事業の対象者とすることを不適当と認める者。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 日中一時支援事業       | <p>1 本市に住所を有する障害者又は障害児で、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と市長が認めるもの</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者とししないものとする。</p> <p>(1) 疾病又は負傷のため、入院加療の必要がある者。</p> <p>(2) その他市長が事業の対象者とすることを不適当と認める者。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 重度障害者大学等修学支援事業 | <p>1 本市に住所を有する重度訪問介護利用者又はそれに準ずる者であって、香川県内の大学等に就学するもの</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象とししないものとする。</p> <p>(1) 大学等から停学その他の処分を受けたことのある者</p> <p>(2) 前年度に単位を修得しておらず、又は修得した単位が極めて少ない等学習の意欲に欠ける者</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

別表第 3（第 4 条関係）

| 区 分            | 要 件                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 移動支援事業         | <p>1 指定障害福祉サービス事業者（法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。）であって、法第 5 条に規定する障害福祉サービスの提供方法に準じて、事業を実施できるものであること。</p> <p>2 高松市移動支援従事者養成研修事業実施要綱（平成 15 年 7 月 15 日施行）第 2 条各号に規定する研修課程を修了した者又はこれと同程度の知識及び技術を有すると市長が認める介助員が移動支援を実施すること。</p> |
| 地域活動支援センターⅡ型事業 | <p>1 法人格を有する指定障害福祉サービス事業者等であること。</p> <p>2 事業実施のために必要なスペースを確保し、障害者等に対する支援を適切に行うことができる設備を有すること。</p> <p>3 事業実施のため、3 人以上の職員を配置し、うち 1 人を常勤とし、1 人を専任者とする。</p>                                                                             |
| 日中一時支援事業       | <p>1 指定障害福祉サービス事業者又は指定障害児通所支援事業者であること（学校の空き教室等を利用して事業を実施する場合を除く。）。</p> <p>2 事業実施のために必要なスペースを確保し、障害者等に対する支援を適切に行うことができる設備を有すること。</p> <p>3 事業実施のために必要な人員を配置できること。</p>                                                                 |
| 重度障害者大学等修学支援事業 | <p>1 指定障害福祉サービス事業者（法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者であって、法第 5 条に規定する障害福祉サービスである居宅介護又は重度訪問介護の提供方法に準じて、事業を実施できるものであること。</p> <p>2 1 と同程度の知識及び技術を有する介助者が支援を実施できる事業所で、市長が認めるもの。</p>                                                         |

別表第 4（第 6 条関係）

## 1 移動支援事業

| 支援した時間             | 単価<br>(利用 1 回当たり) |
|--------------------|-------------------|
| 30 分未満             | 1,500 円           |
| 30 分以上 1 時間未満      | 3,000 円           |
| 1 時間以上 1 時間 30 分未満 | 4,000 円           |
| 1 時間 30 分以上 2 時間未満 | 5,000 円           |
| 2 時間以上 2 時間 30 分未満 | 6,000 円           |
| 2 時間 30 分以上 3 時間未満 | 7,000 円           |

|                     |                                           |
|---------------------|-------------------------------------------|
| 3 時間以上 3 時間 3 0 分未満 | 8,000 円                                   |
| 3 時間 3 0 分以上 4 時間未満 | 9,000 円                                   |
| 4 時間以上 4 時間 3 0 分未満 | 10,000 円                                  |
| 4 時間 3 0 分以上 5 時間未満 | 11,000 円                                  |
| 5 時間以上              | 11,000 円に 5 時間を超える 3 0 分ごとに 7 0 0 円を加算した額 |

## 2 地域活動支援センターⅡ型事業

| 支援内容・<br>支援した時間 |        | 単価（利用 1 回当たり） |             |
|-----------------|--------|---------------|-------------|
|                 |        | 身体障害者         | 身体障害者以外の障害者 |
| 単独型             | 4 時間未満 | 2,800 円       | 2,600 円     |
|                 | 4 時間以上 | 5,600 円       | 5,200 円     |
| 併設型             | 4 時間未満 | 2,400 円       | 2,000 円     |
|                 | 4 時間以上 | 4,800 円       | 4,000 円     |
| 送迎（片道につき）       |        | 540 円         |             |
| 入浴（1 日につき）      |        | 400 円         |             |

## 3 日中一時支援事業

| 支援内容・<br>支援した時間            |        | 単価（利用 1 回当たり） |           |
|----------------------------|--------|---------------|-----------|
|                            |        | 一般            | 医療行為を伴うもの |
| 送<br>以<br>外<br>の<br>事<br>業 | 4 時間未満 | 3,000 円       | 6,000 円   |
|                            | 4 時間以上 | 5,000 円       | 10,000 円  |
| 送迎（片道につき）                  |        | 550 円         | 550 円     |

## 4 重度障害者大学等修学支援事業

| 支援した時間         | 単価<br>（利用 1 回当たり）                      |
|----------------|----------------------------------------|
| 3 0 分未満        | 800 円                                  |
| 3 0 分以上 1 時間未満 | 1,600 円                                |
| 1 時間以上         | 1,600 円に 1 時間を超える 3 0 分ごとに 800 円を加算した額 |